平成３０年（フ）第７９号
香川県高松市勅使町133番地１
債務者　有限会社タイコーカンパニー
代表者取締役　藤村　竜司
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　星野菜蕗子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前10時
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１７８７号
大阪府枚方市岡本町11－３マーブルコート枚方１Ｆ
債務者　株式会社ＫＩＺＵＮＡ
代表者代表取締役　野村　　啓
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石田　慎也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５６４号
埼玉県幸手市栄５番８－402号
債務者　Ｊ－ＴＯＰ合同会社
代表者代表社員　渡辺　裕勝
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　光昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前11時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３７号
兵庫県姫路市花田町小川164番地１
債務者　テイクホールディングス株式会社
代表者代表取締役　野田　則生
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　敏喜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第４２号
兵庫県姫路市西大寿台４番22号
債務者　テイク株式会社
代表者代表取締役　野田　則生
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　敏喜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４９８５号
大阪府茨木市中穂積１丁目６番41号
債務者　株式会社ＭＯＣ
代表者代表取締役　柏原　　緑
１　決定年月日時　平成30年５月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８４号
群馬県高崎市鞘町２番地
債務者　有限会社シェーン
代表者代表取締役　山崎　一郎
１　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田島　敏之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時
前橋地方裁判所高崎支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３２号
山口県防府市大字高井1022番地の１　セジュール神里103号
債務者　塚本　宏治
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　宏信
４　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４０号
福岡県飯塚市勢田703番地３、前住所福岡県中間市大字垣生104番地５
債務者　田斉　裕介
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢野真依子
４　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第６６号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字中山26番地１
債務者　鈴木　英敏
１　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇都　彰浩
４　破産債権の届出期間　平成30年６月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第３１号
福島県福島市笹木野字大金谷尻３番地の１　２号棟、前住所福島県西白河郡矢吹町小松419番地２　熊田アパート３号室
債務者　青木　　誠
１　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横村　利勝
４　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
山梨県富士吉田市上吉田3606番地の５
債務者　郡司　敏夫
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡村　光男
４　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後１時40分
６　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第１３３号
奈良市西大寺赤田町２丁目９番23号
債務者　酒本　高宏
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西田　尚造
４　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１３８号
奈良県桜井市大字上之宮280番地の９
債務者　太田木材店こと　太田　　太
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前川　典彦
４　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午後１時10分
６　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２４号
千葉県南房総市高崎1340番地
債務者　佐野　勇策
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関川　正則
４　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成３０年（フ）第１１９号
奈良県大和郡山市新町170番地
債務者　ナカデンこと　中西　昌司
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀧口　　勇
４　破産債権の届出期間　平成30年７月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月７日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
奈良地方裁判所